

七戸町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 3 月

令和 8 年 3 月 改定

青森県七戸町

第1部	はじめに	1
第2部	新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	2
第1章	新型インフルエンザ等対策措置法の意義等	2
第3部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2章	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3章	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	8
第4章	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
第5章	対策推進のための役割分担	12
第4部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	15
第1章	実施体制	15
第1節	準備期	15
第2節	初動期	16
第3節	対応期	18
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	20
第1節	準備期	20
第2節	初動期	21
第3節	対応期	22
第3章	まん延防止	24
第1節	準備期	24
第2節	初動期	24
第3節	対応期	25
第4章	ワクチン	26
第1節	準備期	26
第2節	初動期	30
第3節	対応期	33
第5章	保健	37
第1節	準備期	37
第2節	初動期	38
第3節	対応期	39
第6章	物資	40
第1節	準備期	40
第2節	初動期	40
第3節	対応期	41

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保	42
第1節 準備期	42
第2節 初動期	43
第3節 対応期	43
別表 町対策本部における各課の役割分担	47
参考資料 用語解説	49

第1部 はじめに

1. 今般の七戸町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び地域経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、町を挙げての取組が進められてきた。

今般の七戸町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

2. 町行動計画の改定概要

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、町行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、国が作成する基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に従い対応を行っていくこととなる。

従前の町行動計画は、平成27年3月に策定されたものであるが、今般、初めてとなる抜本改正を行う。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充させ、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」とする。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第2部 新型インフルエンザ等対策措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等

第1節 感染症を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ³の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

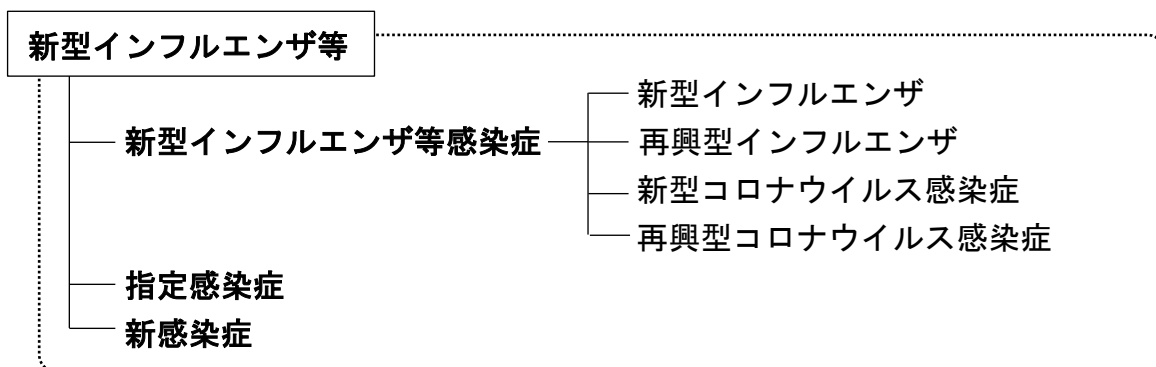
³ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁴は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁵
 - ・ 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
 - ・ 新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症
- ② 指定感染症⁶（特措法第14条の報告に係るものに限る。）
- ③ 新感染症⁷（全国かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）である。



⁴ 特措法第2条第1号

⁵ 感染症法第6条第7項

⁶ 感染症法第6条第8項

⁷ 感染症法第6条第9項

第3部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとしている⁸。

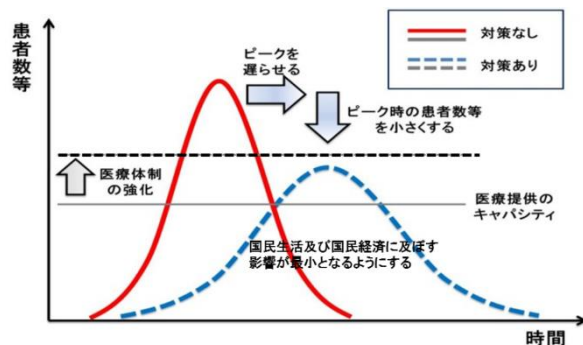
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン確保のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

このため、町においても、国、県、関係機関と連携して、この2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。



〈対策の効果 概念図〉

⁸ 特措法第1条

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

町行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示している。

そこで、町においては、科学的知見及び国や県が実施する対策も視野に入れながら、町の地理的な条件、一部地域での人口集中、地域の交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

○ 準備期：発生前の段階

⇒地域における医療提供体制の整備、町民に対する啓発、町及び事業者による事業継続計画等の策定など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

○ 初動期：国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

⇒直ちに初動対応の体制に切り替える。

○ 対応期：新型インフルエンザ等の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

⇒患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の実施について、必要に応じて協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合⁹には、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内、そして町内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国の検疫の強化等により、県及び保健所設置市は病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる対策に協力することとしており、その時期に町内の万全の体制を構築することが重要である。町内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

○ 対応期：町内で感染が拡大し、病原体の性状に応じて対応する段階

⇒国、県、町及び事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

地域の実情等に応じて、青森県新型インフルエンザ等対策本部¹⁰（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

⇒科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

○ 流行状況が収束

⇒特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むな

⁹ この場合、県は直ちに青森県新型インフルエンザ等対策本部を設置する（特措法第22条）。

¹⁰ 特措法第23条

どの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットなど、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬が無い可能性が高い SARS のような新感染症等が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮すること。
- ② 病原体について限られた知見でしか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期収束を目標とすること。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化、地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切替えることを基本とすること。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合織り込んだ想定とすること。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第4部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」にて具体的な対策内容を記載する。

2. 感染症危機における有事のシナリオ（段階・時期ごとの対応の大まかな流れ）

具体的には、前述の考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、「初動期」及び「対応期」を次のとおり区分し、有事のシナリオとして想定する。段階や時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

	段階・時期	有事のシナリオ
① 初動期	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	新型インフルエンザ等の発生により政府対策本部が設置された場合、国が定める基本的対処方針に従い感染拡大のスピードを出来る限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
② 対応期	2-1 封じ込めを念頭に対応する時期	県内での新型インフルエンザ等の発生初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエン

		ザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意すること。)
2-2	病原体の性状に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
2-3	ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）
2-4	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

この「初動期」から「対応期」までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第4部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無及び開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすい子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置に等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹¹ことを周知する。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部¹²は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、町の区域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、必要に応じて、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。この場合、県対策本部長はそ

¹¹ 特措法第5条

¹² 特措法第34条

の要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う¹³

4. 感染症危機下の災害対応

町は、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国・県と連携し発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

5. 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

¹³ 特措法第24条第4項及び第36条第2項

第5章 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁴。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める¹⁵とともに、WHO その他の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁶。こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2. 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁷。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保

¹⁴ 特措法第3条第1項

¹⁵ 特措法第3条第2項

¹⁶ 特措法第3条第3項

¹⁷ 特措法第3条第4項

やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際は、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

【町】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供体制を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県が設置する青森県感染症対策連携協議会等を活用した地域の医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、医療措置協定に基づき、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める¹⁹。

¹⁸ 特措法第3条第5項

¹⁹ 特措法第4条第3項

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7. 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット・

手洗い・人ごみを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品・食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²¹。

²⁰ 特措法第4条第1項及び第2項

²¹ 特措法第4条第1項

第4部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制²²

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが必要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

（2）所要の対応

1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び青森県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（保健福祉課・総務課・関係課）

2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の作成を行い、必要に応じて見直していく。町行動計画を作成・変更する際にはあらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く²³。

（保健福祉課・関係課）

- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、発生時に備えたマニュアル及び業務継続計画を策定・変更する。

（保健福祉課・総務課）

- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。

（保健福祉課・関係課）

3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

（保健福祉課）

²² 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。

²³ 特措法第8条第7項及び第8項

- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

（保健福祉課・関係課）

- ③ 町は、必要に応じて警察、消防機関と連携を進める。

（保健福祉課・関係課）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【町対策本部の設置等】

（ア）新型インフルエンザ等の発生前の体制

i）町対策推進本部の設置

副町長を本部長とする町対策推進本部を設置し、町行動計画の作成等をするなど新型インフルエンザ等対策に関して各課間で連絡調整するとともに、各課間で新型インフルエンザ等に関する情報を共有し、連携協力を強化する。また、町行動計画の案その他新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るための必要な意見を聴く。

（構成員）

区分	構成員
対策推進本部	（本部長）副町長 （副本部長）総務課長 （本部員） 総務課、保健福祉課、財政課、農林課、介護高齢課、こどもみらい課、上下水道課、学務課、商工観光課

（イ）新型インフルエンザ等の発生時の体制

i）町対策本部の設置

国が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき、緊急事態宣言を行ったときは、特措法及び条例に基づき、町対策本部を設置する。町対策本部は、総務課に置く。

（構成員）

区分	構成員
対策本部	（本部長）町長 （副本部長）副町長、教育長 （本部員）課長級の全職員及び 中部上北広域事業組合（消防・病院・斎場）

i-1) 町対策本部の所掌事務

特措法に基づき、町の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどるものとし、その事務は次の各号のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ等の県内及び町内における発生の状況の情報収集並びに伝達、取りまとめ及び公表
- ② 町が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整
- ③ 住民に対する予防接種の実施その他新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置に係る総合調整
- ④ 生活環境²⁴の保全その他町民生活及び地域経済の安定に関する措置に係る総合調整
- ⑤ その他本部長が新型インフルエンザ等対策に関して総合調整を必要として指示する事項

i-2) 本部長等の職務

特措法及び条例に基づき、本部長等の職務は次の各号のとおりとする。

- ① 本部長は、町が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整の方針を決定し、当該方針をその分担する課を所管する本部員に指示する。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ その分担する部署を所管する本部員は、本部長が行う総合調整の方針を当該課に対して、当該方針に係る新型インフルエンザ等対策を実施するよう調整する。

（2）所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合²⁵や県が県対策本部を設置した場合において、町は、対策推進本部を開催し、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

（保健福祉課・関係課）

²⁴ 特措法第8条第2項第2号ハ

²⁵ 特措法第15条

- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（保健福祉課・総務課・関係課）

2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁶ことを検討し、所要の準備を行う。

（企画調整課・財政課）

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民の生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（2）所要の対応

1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

・職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²⁷を要請する。

（保健福祉課・総務課）

- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める²⁸。

（保健福祉課・総務課）

・必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援²⁹を有効に活用するとともに、必要に応じて

²⁶ 特措法第70条の2第1項

²⁷ 特措法第26条の2第1項

²⁸ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

²⁹ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

地方債を発行して財源を確保³⁰し、必要な対策を実施する。

（財政課）

2. 緊急事態措置の検討等について

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する³¹。

町は、町内区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³²。

（保健福祉課・総務課）

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する³³。

（保健福祉課・総務課）

4. 対策の対価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画及び県行動計画等の見直しを踏まえ、必要に応じ、町行動計画・マニュアル等の見直しを行う。

（保健福祉課・総務課）

³⁰ 特措法第70条の2第1項

³¹ 特措法第34条第1項

³² 特措法第36条第1項

³³ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション³⁴

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町、県、町民等、医療機関、事業所等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に対するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションが出来るよう、発生状況に応じた町民への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

（2）所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

・感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、感染症に対する基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等について、各種媒体（図表参照）を活用し、町民等に必要な情報が届くよう受け手に応じた配慮をしつつ、情報提供・共有を行う。これらの取り組みを通じ、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションが出来る体制を進める。

（保健福祉課）

なお、保育施設や学校、職場等については集団感染が発生した際に地域への感染拡大の起点となる可能性が高いことや、高齢者・障がい者（児）が入所している施設（以下「高齢者施設等」という。）については感染後の重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生する恐れがあることから、国、県、町関係課等と連携して感染症・公衆衛生対策につ

³⁴ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。

いて情報提供・共有を行う。

（保健福祉課・こどもみらい課・介護高齢課・学務課・関係課）

図表 情報提供・共有の形態及び方法

形 態	方 法
直接的な提供・共有	町ウェブサイトへの掲載 町公式 SNS での情報提供
メディア等を通じた提供・共有	回覧板、掲示板、広報等への掲載
間接的な提供・共有	民生委員を通じた情報提供 町の防災無線

- ・ 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、国や県の方針等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時に、患者等の健康観察等に関する情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

（保健福祉課）

- ・ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

（保健福祉課）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザの特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 町における情報提供・共有について

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、各種媒体（第

1 節（準備期）図表参照）を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

（保健福祉課・関係課）

また、リスクコミュニケーションを円滑かつ効果的に実施するためには、施策目的を踏まえ、広聴の結果や情報提供・共有の内容・方法等を総合的に勘案し、状況に応じた形で PDCA サイクルを回していくことが重要となる。そのため、準備期に整備を進めたリスクコミュニケーションの実施体制について、順次、本格的に体制を強化していく。

（保健福祉課）

・ 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、患者等に生活支援を行うことができるよう、県との情報提供・共有を行う。

（保健福祉課・関係課）

2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国から配布される Q&A を活用するとともに、国からの要請があった場合はコールセンター等を設置する。

（保健福祉課）

第3節 対応期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動ができるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

・町における情報提供・共有について

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、各種媒体（第1節（準備期）図表参照）を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、町民等に必要な情報が届くよう受け手に応じた配慮をしつつ冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

（保健福祉課・関係課）

また、リスクコミュニケーションを円滑かつ効果的に実施するためには、施策目的を踏まえ、広聴の結果や情報提供・共有の内容・方法等を総合的に勘案し、状況に応じた形で PDCA サイクルを回していくことが重要となる。そのため、準備期に整備を進めたリスクコミュニケーションの実施体制について、順次、本格的に体制を強化していく。

（保健福祉課）

・県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、患者等に生活支援を行うことができるよう、県との情報提供・共有を行う。

（保健福祉課・関係課）

2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国から配布される Q&A を活用するとともに、国からの要請があった場合はコールセンター等の運営を継続する。

（保健福祉課）

第3章 まん延防止³⁵

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

（2）所要の対応

1. 個人における対策の普及

- ① 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し支持を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。

（保健福祉課・関係課）

- ② 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する不要不急の外出の自粛要請のまん延防止対策についての理解促進を図る。

（保健福祉課・総務課・関係課）

2. 地域対策・職場対策の周知

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する施設の使用制限の要請等のまん延防止対策について、周知を図るための準備を行う。

（総務課・財政課・関係課）

3. 医療資器材の整備等

町は、必要となる医療資器材（消毒剤等の感染防護用品、個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。

（保健福祉課）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、

³⁵ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザのまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。

町内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（2）所要の対応

1. 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、国及び県が実施するまん延防止対策の準備等に協力する。
(保健福祉課)
- ② 町は、国及び県の要請に基づき、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。
(保健福祉課)

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

（2）所要の対応

1. 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、国からの要請を受けて、県と連携し、町民又は事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
また、事業者に対し、職場における感染症対策の徹底を要請する。
(保健福祉課・関係課)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考に、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
(学務課・こどもみらい課・関係課)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(保健福祉課)
- ② 町は、国及び県からの要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
(保健福祉課・介護高齢課・関係課)

第4章 ワクチン³⁶

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種ができるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業所等とともに、必要な準備を行う。

（2）所要の対応

1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

（保健福祉課）

予防接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品（代表的物品） ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

³⁶ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。

2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

（保健福祉課）

3. 接種体制の構築

① 接種体制

町は医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

（保健福祉課）

② 特定接種

・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の役場職員については、所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となりえる者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

（保健福祉課）

・ 特定接種の対象となりえる町の役場職員については、所属する町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

（保健福祉課・総務課）

③ 住民接種

平時から以下の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国及び県の協力を得ながら、町に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る³⁷。

（保健福祉課）

○ 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

³⁷ 予防接種法第6条第3項

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- ・接種対象者数（以下をもとに算定）
- ・町の人員体制の確保
- ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- ・接種に必要な資材等の確保
- ・国、県や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- ・接種に関する住民への周知方法の策定

接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- 町は、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。
- 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な

医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を一か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種のいずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう事前に協議する。

- 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差が無く、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調整後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、他市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

（保健福祉課）

- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な方法について準備を進める。

（保健福祉課）

4. 情報提供・共有

① 住民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者や（被接種者が小児の場合は）その保護者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向のコミュニケーションをとるための体制を整える。

（保健福祉課・こどもみらい課）

② 町における対応

町は、県の協力を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

（保健福祉課）

③ 衛生部局以外の分野との連携

町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町の介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力を強化する。

（保健福祉課・介護高齢課）

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であるため、町は、予防接種に関する情報の周知を依頼する等、教育委員会等との連携できる体制を整備する。

（保健福祉課・学務課・こどもみらい課）

5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

（保健福祉課）

- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を記録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう整備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券を送付する。

（保健福祉課）

- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

（保健福祉課）

第2節 初動期

（1）目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を国及び県から速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

（2）所要の対応

1. 接種体制

① 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

（保健福祉課）

② ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節（2）の1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

（保健福祉課）

2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、地域医師会の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

（保健福祉課）

3. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ベースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定者数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

（保健福祉課）

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

（保健福祉課）

- ③ 予防接種を実施するために必要な事務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

（保健福祉課）

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。

（保健福祉課）

- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

（保健福祉課）

- ⑥ 町は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の

関係団体と連携し、接種体制を構築する。

（保健福祉課・介護高齢課）

- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場のシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

（保健福祉課）

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて必要な医療従事者数を算定する。

（保健福祉課）

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

（保健福祉課）

- ⑩ 町は、接種会場において必要と想定される物品の準備を行うこととなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡医師会から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議・検討を行う。具体的な必要物品としては第4章第1節（2）1「予防接種に必要なとなる資材」に準じ、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

（保健福祉課）

- ⑪ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議を行う。

（保健福祉課）

- ⑫ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れを作ることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることが無いよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

（保健福祉課）

第3節 対応期

（1）目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

（保健福祉課）

- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

（保健福祉課）

- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

（保健福祉課）

- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

（保健福祉課）

2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(保健福祉課)

3. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(保健福祉課・総務課)

4. 住民接種

① 予防接種体制の構築

- ・町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理及び構築して接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(保健福祉課)

- ・町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

(保健福祉課)

- ・町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。

(保健福祉課)

- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(保健福祉課)

- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種を行う。

(保健福祉課)

- ・町は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(保健福祉課・介護高齢課)

② 接種に関する情報提供・共有

- ・町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(保健福祉課)

- ・町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することの無いよう対応する。

(保健福祉課)

- ・接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

(保健福祉課)

③ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(保健福祉課・介護高齢課)

④ 接種記録の管理

国、県、及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(保健福祉課・こどもみらい課)

5. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。

(保健福祉課)

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた住所地とする。

(保健福祉課)

- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(保健福祉課)

6. 情報提供・共有

- ・ 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

(保健福祉課)

- ・ 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。

(保健福祉課)

- ・ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(保健福祉課)

① 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(保健福祉課)

② 住民接種に係る対応

- ・ 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

(保健福祉課)

- ・ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであるため、町は、町民への広報に当たっては次の点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報を出来る限り公開するとともに、分かりやすく伝えること
- c 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えること

(保健福祉課)

第5章 保健

第1節 準備期

（1）目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施しそれぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

町は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の設備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所がその機能を果たすことができるようにする。

その際、町と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

（2）所要の対応

1. 人材の確保と協力体制

- ① 町は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び県からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する。

（保健福祉課）

- ② 町は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から短期間において想定される保健所での業務量に対応するため、町からの応援職員等、保健所の感染症有事体制に協力する。

（保健福祉課）

2. 業務継続計画を含む体制の整備

町は、県及び保健所設置市が毎年度行う感染症予防計画に定める感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況確認に協力する。

（保健福祉課）

3. 多様な主体との連携体制構築・整備

- ① 町は、感染症有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が

自宅や宿泊療養施設³⁸で療養する場合には、陽性者への食事の提供等³⁹の実施や宿泊施設の確保等が必要になるため、県や保健所、民間宿泊事業者⁴⁰等と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

（保健福祉課）

- ② 町は、県及び保健所と連携し、感染症有事における健康観察を実施する体制の整備に協力する。

（保健福祉課）

4. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、国、県及び保健所から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方について、あらかじめ関東を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

（保健福祉課）

- ② 町は、県及び保健所と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有にあたって配慮が必要なものに対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

（保健福祉課）

第2節 初動期

（1）目的

初動期は、町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

町民等に対しても、新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

（2）所要の対応

1. 有事体制への移行準備

- ① 町は、県が行う検査体制の立ち上げ、町に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交代要員を含めた人員の確保に協力する。

（保健福祉課）

- ② 町は、県と連携し、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体

³⁸ 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項(第44条の9の規定により準用する場合を含む。)に定める宿泊施設をいう。

³⁹ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

⁴⁰ 感染症法第36条の6第1項

の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について必要な協力を行う。

（保健福祉課）

2. 町民への情報提供・共有の開始

- ① 町は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう、国の要請に基づき設置される相談センターについての周知に協力する。

（保健福祉課）

- ② 町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

（保健福祉課）

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める感染症予防計画並びに保健所が定める健康危機対処計画や町、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（2）所要の対応

1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。

（保健福祉課）

- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

（保健福祉課）

第6章 物資⁴¹

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県、町及び指定（地方）公共機関等は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

（2）所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁴²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることが出来る⁴³。

（保健福祉課・総務課・関係課）

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

（中部上北広域事業組合消防本部）

第2節 初動期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、医療機関の感染症対策物資の備蓄状況等の確認及び緊急配付に向けた準備を進め、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を確認する。

（保健福祉課）

⁴¹ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項。

⁴² 特措法第10条

⁴³ 特措法第11条

2. 円滑な供給に向けた準備

町は、県が行う感染症対策物品等の必要量の確保や、個人防護具の緊急配付等の準備に協力する。

（保健福祉課）

第3節 対応期

（1）目的

感染症対策物資の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、医療機関の感染症対策物資の備蓄状況等を確認して個人防護具の不足の恐れがある場合は配付について県に協力するとともに、初動期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

（保健福祉課）

2. 不足物資の供給等適正化

町は、県と連携し、個人防護具が不足している医療機関への、個人防護具配付に協力する。

（保健福祉課）

3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携し、他市町村や指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資の資材の供給に関し相互に協力する。

（保健福祉課）

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保⁴⁴

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県及び町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（保健福祉課・関係課）

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

（保健福祉課・関係課）

3. 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁴⁵

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁶。

（総務課）

⁴⁴ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項。

⁴⁵ 特措法第10条

⁴⁶ 特措法第11条

- ② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

（保健福祉課）

4. 生活支援を要する者への支援の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者⁴⁷等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時等の対応について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

（保健福祉課・介護高齢課・こどもみらい課）

5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう、戸籍事務担当部局等の関係機関と調整を行う。

（保健福祉課・町民課）

第2節 初期

（1）目的

県及び町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染症対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

1. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

（保健福祉課）

第3節 対応期

（1）目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの

⁴⁷ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」をご参照ください。

事業を継続することにより、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(保健福祉課・介護高齢課・こどもみらい課)

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者⁴⁸等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(保健福祉課・介護高齢課・こどもみらい課)

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(学務課・こどもみらい課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、町民の生活及び地域経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(総務課・関係課)

- ・町は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、住民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(総務課・関係課)

- ・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

(総務課・関係課)

- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関

⁴⁸ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

⁴⁹ 特措法第45条第2項

連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁵⁰。

（総務課・関係課）

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ・町は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

（保健福祉課）

- ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

（保健福祉課）

- ・町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

（保健福祉課）

- ・町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

（保健福祉課）

- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

（保健福祉課）

- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急に必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

（保健福祉課）

⁵⁰ 特措法第59条

2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

（財政課・関係課）

② 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び下水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

（上下水道課）

別表 町対策本部における各課の役割分担

※行政組織機構に変更があった場合は、適宜適切な分担となるよう読み替えをする。
 ※また、下記の表にない業務については、七戸町災害対策本部課別業務分担に準ずるものとする。

1. 各課等共通

主な役割
1 本部長から命じられる事務の実施に関すること 2 所管事務に係る新型インフルエンザ等の情報収集に関すること 3 所管施設等における感染対策及び機能維持・縮小等に関すること 4 町の業務の維持継続に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 各課間の応援に関すること 7 関係行政機関及び他団体の協力支援に関すること

2. 各課の役割

課名	主な役割
総務課	1 対策本部の設置・運営に関すること 2 物資及び資材の備蓄に関すること（災害対策基準法の規定による） 3 知事への自衛隊派遣要請に関すること 4 諸団体（市民団体、町内会等）との連絡調整及び感染対策に関すること 5 町業務継続計画に関すること 6 職員の服務・健康管理に関すること 7 庁内における職員の応援体制に関すること 8 職員の応援・受援に係る他自治体等との連絡調整に関すること 9 職員の特定接種に関すること 10 生活関連物資の安定供給に関すること
企画調整課	1 広報の総括に関すること 2 町コミュニティバスの運行調整及び感染対策に関すること 3 町内在住外国人への情報提供に関すること
財政課	1 対策関係予算の措置に関すること 2 感染対策に係る物資及び資機器材の調達に関すること 3 課管理施設の管理に関すること 4 町内事業者への支援に関すること
町民課 支所庶務課	1 死体火葬許可証の適切な発行に関すること
会計課	1 対策関係経費の経理に関すること
保健福祉課	1 国、県、地域医療機関及び医療関係団体との連携に関すること 2 報道機関への情報提供に関すること 3 感染対策の普及啓発に関すること 4 感染症サーベイランスの実施に関すること 5 相談センターの設置・運営に関すること 6 新型インフルエンザ等対策に要する人員の安全対策に関すること 7 防疫に関すること 8 コールセンターの設置・運営等に関すること

	9 心身のケア（町民全般）に関すること 10 住民接種に関すること 11 新型インフルエンザ等対策の活動記録に関すること 12 要配慮者（障がい者）等への支援に関すること 13 障がい者施設との連絡調整及び感染対策に関すること 14 遺体の安置及び埋火葬に関すること 15 廃棄物処理及び清掃に関すること
こどもみらい課	1 町内認定こども園、保育所、児童センターとの連絡調整及び感染対策に関すること 2 心身のケア（妊婦及び乳幼児）に関すること
介護高齢課	1 要配慮者（高齢者）等への支援に関すること 2 高齢者・介護施設との連絡調整及び感染対策に関すること
商工観光課	1 観光客への情報提供に関すること 2 商工業関係及び観光関係事業者（宿泊施設等）との連絡調整及び感染対策に関すること
農林課	1 農林関係事業者との連絡調整及び感染対策に関すること 2 家畜伝染病の予防、防疫に関すること 3 課管理施設の管理に関すること
建設課	1 関係業者との連絡調整及び感染対策に関すること
上下水道課	1 上下水道の機能確保に関すること
学務課	1 町内小中学校等の教育施設との連絡調整及び感染対策に関すること 2 心身のケア（児童・生徒）に関すること
生涯学習課 中央・南公民館	1 課管理施設の管理に関すること 2 諸団体（文化関係）との連絡調整及び感染対策に関すること
スポーツ振興課	1 課管理施設の管理に関すること 2 諸団体（スポーツ関係）との連絡調整及び感染対策に関すること
議会事務局	1 町議会議員との連絡調整に関すること

3. 協力機関

	機関名	主な役割
中部上北 広域事業組合	中央消防署	1 救急搬送体制の確保に関すること
	公立七戸病院	1 患者の医療及び看護に関すること 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 3 特定接種の実施に関すること 4 住民接種の実施に関すること 5 院内感染対策に関すること
	中部上北清掃センター 中部上北最終処分場	1 廃棄物の処理に関すること
	中部上北衛生センター	1 し尿の処理に関すること
	中部上北斎場	1 火葬炉の稼働に関すること

参考資料 用語解説

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフルエンザウイルス	ヒトに感染してインフルエンザを発症させるウイルス。抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型、D 型に大きく分類されるが、一般的に「インフルエンザウイルス」と呼ばれているのは A 型と B 型のみである。
関係省庁対策会議	「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成 16 年 3 月 2 日関係省庁申合せ)に基づき開催される会議。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランス	感染症の発生状況(患者及び病原体)もレベルやトレンドを把握すること。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症予防のための施策の実施に関する計画。
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、町行動計画においては分かりやすさの観点から「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いる。
疑似症	感染症法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症のこと。発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と判断することができないと判断したもの。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で登記を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、政府対策本部が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、

	又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや、不特定多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康管理機器の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等にかかる検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触によるリスクから個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号及び特措法施行令第 3 条に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する特定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることの無いようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れがあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等緊急事態宣言	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型インフルエンザ等	特措法第 32 条第 1 項の規定により同項に規定する新型インフルエ

緊急事態措置	ンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第 5 項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定（地方）公共機関がこの法律の規定により実施する措置。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解）に基づき開催される会議。
新感染症	感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む町民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取り手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例として、患者と同居する家族等が想定される。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いる。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康被害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、

	当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	※「感染症有事」に同じ。
リスク コミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用を重視した概念。
流行状況が収束	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
JIHS	国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）の略。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
SARS	Severe Acute Respiratory Syndrome（重症急性呼吸器症候群）の略。 平成 15 年 4 月 3 日に感染症法上の新感染症として位置づけられた。世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、特定感染症として位置づけ。その後、感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけられた。なお、現在は二類感染症として位置づけられている。
5 類感染症	感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナウイルスは令和 5 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置づけられた。